

キャッシュレス・消費者還元事業がスタートしました ～ポイント還元を受け取る際の注意点～



2019年10月1日の消費税率引き上げに合わせ、日本のキャッシュレス社会の推進に向けた「キャッシュレス・消費者還元事業」が始まりました!本制度の期間中(2019年10月1日から2020年6月末まで)、対象店舗(ロゴが目印)でクレジットカード、電子マネー等を使って買い物をすると最大5%のポイント還元が受けられます。

制度を正しく理解して、賢く活用しましょう!

ポイント還元制度とは

お近くの対象店舗でクレジットカード/デビットカード・電子マネー・QRコード等を使って代金を払うとポイント還元が受けられる制度です。

(原則として、購買金額の5%、フランチャイズチェーン傘下の中小・小規模店舗等では2%を還元)



クレジットカード/デビットカード



電子マネー



QRコード

スマホでの
支払いも!

5%
or
2%
還元

対象となるキャッシュレス手段や商品ってどういうもの?

クレジットカードをはじめ、デビットカードや電子マネー、QRコード決済といった「**一般的な購買に繰り返し利用できる電子的決済手段**」が対象となります。そのため、ギフトカード等の繰り返しのチャージが不可能な使い切り決済手段を使った買い物は対象外となります。また、四輪自動車(新車・中古車)の販売、収納代行サービス等の取引も対象外となります。

持っているカードが対象かどうかはどうやって確認すればいい?

ご利用の決済手段が対象かどうかは本制度の公式ホームページ(<https://cashless.go.jp/consumer/>)で確認できます。

ポイントがもらえるのはどんなお店?

本制度に登録した中小・小規模店舗での買い物が対象です。対象店舗には、本制度のロゴポスター(右図参照)が貼られ、また、本制度の公式ホームページ(<https://cashless.go.jp/consumer/>)でも対象店舗を公表しています。



[このポスターの貼ってある店舗が目印]

制度に便乗した悪質な手口や、問合せ先については次ページ

ポイント還元制度を利用した悪質な問合せにご注意ください!

キャッシュレス決済のサポート会社やタブレット会社を装い、口座番号を聞き出そうとする電話が全国各地で報告されています。本事業では、**電話口で口座番号を聞くようなことは一切しておりません**のでご注意ください。

問合せ先

●制度に関するご質問

ポイント還元窓口(消費者向け)…………… ☎0120-010975
経済産業省中部経済産業局流通・サービス産業課 ☎052-951-0597

●契約トラブル等の消費者相談

経済産業省中部経済産業局消費者相談室…………… ☎052-951-2836



制度についてさらに詳しく知りたい方は
右記のURLをご覧ください。

公式ホームページ(消費者向け)
<https://cashless.go.jp/consumer/>

【経済産業省中部経済産業局流通・サービス産業課】

キャッシュカードをすり替えて騙しとる手口にご注意!!

県内では、電話で相手を騙し、キャッシュカードをすり替えて騙しとる特殊詐欺が増加しています。
巧妙な犯人の手口を知り、対策を実践しましょう!

どんな手口?



①二セ警察官から次のような電話が入り…

「詐欺グループが、あなたの個人情報が載った名簿を持っていた。」
「口座からお金が引き出されるかもしれない。」
「金融庁職員が行くので、持参する封筒にキャッシュカードと暗証番号を書いた紙を入れて、厳重に保管してほしい。」

②二セ金融庁職員が訪れ、封筒にキャッシュカードを入れるように促します。

「この封筒に(キャッシュカード等)を入れておけば、今後の引き出しは、あなたの引き出しでないことを証明できる。」



③キャッシュカードを封筒に入れると、「封印をするので印鑑を押して欲しい」と印鑑を取りに行くよう促し、被害者が印鑑を取りに行く間に、ポイントカードなどを入れた別の封筒にすり替えて、キャッシュカードを騙しとります。

対策は?

会話の中で **キャッシュカード** **暗証番号** というキーワードが出たら、**要注意**。いったん電話を切り、電話帳等で電話番号を調べてかけ直すなど、**詐欺でないことを十分確認**するようにしましょう。

**不審な電話を受けた時は、
最寄りの警察署又は警察相談専用電話「#9110」にご相談ください!**

【愛知県警察本部生活安全総務課】

10月は「食品ロス削減月間」です!

食品ロス(まだ食べられるにもかかわらず捨てられる食品)は、国内で年間約643万トン(2016年度推計 環境省・農林水産省)も発生しており、この量は国連による食糧支援量の約2倍になります。

今年5月には、「食品ロスの削減の推進に関する法律」が成立し、食品ロスの削減に関する理解と関心を深めるため、10月は「食品ロス削減月間」と定められました。食品ロスを少しでも減らすため、食材を「買い過ぎない」、「使い切る」、「食べ切る」を心がけ、買い物前は冷蔵庫や食品庫にある食材をチェックして「必要な分だけ購入する」、「食べきれぬ量を作る」など、食品を無駄にしない取組を進めましょう。

【環境局資源循環推進課】



借金の返済でお悩みの方へ

11月は「愛知県多重債務者相談強化月間」です

消費生活相談員、弁護士、司法書士が多重債務問題解決のお手伝いをさせていただきます。

一人で悩みを抱え込まず、まずは県や市町村の相談窓口にお気軽にご相談ください。

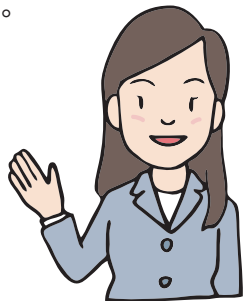
相談は無料・秘密厳守です。

愛知県消費生活総合センター

☎052-962-0999

市町村の相談窓口

お住いの市町村に
お問い合わせください。



【県民文化局県民生活部県民生活課】

毒のあるキノコにご注意!

キノコ狩りの際に、誤って毒のある種類を採ってしまい、それを食べて食中毒を起こして入院したり、亡くなったりする事例が毎年起こっています。キノコを簡単・確実に見分ける方法はありません。食用のキノコと確実に判断できない

キノコは、絶対に「採らない」、「食べない」、「売らない」、「人にあげない」ようにしましょう。



【保健医療局生活衛生部生活衛生課】

2009年以降に住宅用太陽光発電で売電している皆様へ

住宅用太陽光発電は、本年11月以降、順次、固定価格買取制度による10年間の買取期間が満了します。期間満了後、太陽光発電で作られた電力は、蓄電池等と組み合わせて自家消費をするか、小売電気事業者等に相対・自由契約で余剰分を売電するかを選択いただくこととなります。

県では、自家消費をする方々に対して、市町村と協調し、蓄電池や電気自動車等充電設備の導入に補助を行っていますので、ぜひご活用ください(お住まいの市町村で補助を行っていない場合には、補助を受けることはできません)。

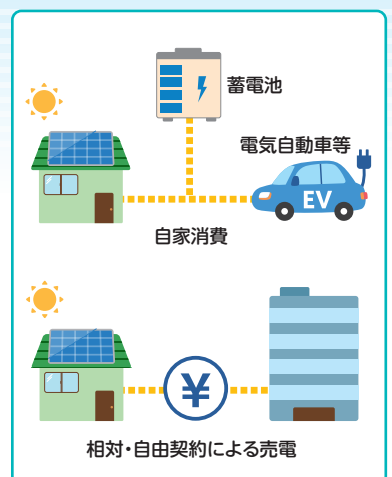
詳細は、申請窓口であるお住まいの市町村にお問合せください。

〈ホームページ〉

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/ondanka/0000004475.html>

愛知県 太陽光 買取期間終了 補助 検索

【環境局地球温暖化対策課】



消費者教育推進フォーラムにご参加ください!

2022年度の成年年齢下げを見据え、消費者教育の重要性が一段と高まっています。消費者教育に携わる関係者が理解を深めるとともに、学校等における実践的な消費者教育の展開につなげるため、フォーラムを開催します。これからの消費者教育を一緒に考えてみませんか?

参加費
無料

日時 2019年11月1日(金)午後2時から4時20分まで **場所** ウィンクあいち 5階 小ホール2(定員120名)

主な内容

基調講演

「成年年齢引下げと消費者教育」

～「社会への扉」を活用した効果的な実践方法とは～

講師 梶山女学園大学現代マネジメント学部 教授 東 珠実 氏

あずま たまみ

実践発表
パネルディスカッション

「これからの若年消費者教育のあり方について」

～外部講師を活用した効果的な授業の組み立て方～

コーディネーター 梶山女学園大学 現代マネジメント学部

教授 東 珠実 氏

パネリスト 愛知県消費者教育研究校(高等学校及び特別支援学校)教諭



東 珠実 教授

対象

消費者教育関係者及び
消費者教育に関心のある方

**申込み・
問合せ先**

県民生活課消費生活相談・消費者教育グループ
電話:052-954-6603

【県民文化局県民生活部
県民生活課】

地域で高齢者を消費者被害から守るための見守りネットワークづくりを応援します!

高齢者を消費者被害から守るためには、高齢者本人が消費生活センター等に相談することを待っているだけでは十分でなく、高齢者の周りにいる人が、高齢者の消費生活上の安全に気を配り、異変に気がついた場合には、消費生活センター等の機関に適切につなぐなど、高齢者を地域で見守る体制づくりが必要です。県では、消費者安全法に基づく消費者安全確保地域協議会(2016年10月設置)を開催し、消費者団体を始め、医療・福祉団体、事業者団体、司法・警察などの構成員の皆さんと、情報交換や協議等を行っています。今後も協議会等を通じて、市町村における地域ネットワークづくりを支援してまいります。

協議会の開催状況

8月21日(水)に開催し、愛知県の消費生活相談の状況及び消費者被害防止に向けた取組、構成団体による見守りの活動状況等について情報共有するとともに、必要な対策について協議しました。



【県民文化局県民生活部県民生活課】

消費者ホットライン 188とは?

消費者ホットライン188(局番なし)は、お近くの消費生活相談窓口をご案内することにより、消費生活相談の最初の一步をお手伝いするものです。

「悪質商法等による被害に遭った」「ある製品を使ってけがをしてしまった」などの消費者トラブルで困っていることはありませんか?

そんなときは一人で悩まずに、全国どこからでも3桁の電話番号でつながる消費者ホットライン「188(いやや!)」にご相談ください。専門の相談員がトラブル解決を支援します。

一人で悩まず、
まずは相談



【消費者庁 消費者ホットライン188
イメージキャラクター「イヤヤン」】

● 消費生活相談窓口のご案内 ●

トラブルに遭ったり、不安を感じたときは、一人で悩まずお早めにご相談ください

お住まいの市町村又は県で消費生活相談をお受けしています。

消費者ホットライン **188** (いやや!)

※身近な消費生活相談窓口につながります。

愛知県の消費生活相談窓口

■愛知県消費生活総合センター
☎(052)962-0999

いりません
きっぱり言おう 遠慮なく

発行/愛知県県民文化局県民生活部県民生活課 〒460-8501名古屋市中区三の丸3-1-2 ☎(052)954-6603

*「あいち暮らしっく」は、愛知県金融広報委員会の助成金を活用し発行しています。

・発行月/2019年10月